

第 68 回伊方原発再稼働を止めよう！

<http://hiroshima-net.org/yui/1man/>

広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会

◆日時：2015 年 8 月 8 日（土曜日）15:00～16:00 ◆場所：広島平和公園 元安橋東詰出発

◆企画：原田二三子・哲野イサク ◆調査・文責：哲野イサク

◆主催：広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会（連絡先 1man_office@hiroshima-net.org）

◆チラシ編集・作成：網野沙羅

広島から一番近い原発

中国電力の島根原発ではなく

直線
わずか
100km

愛媛の四電・伊方原発

行政無責任体制のまま再稼働へと突進する日本の原発

なぜ 30km 圏地元同意が法的要件なのか

九州電力川内原発、8 月 10 日に再稼働？

2015 年 7 月 15 日原子力規制委員会は、四国電力伊方原発 3 号機の、原子炉設置変更申請を許可しました。マスコミは「事実上の合格」と明日にでも再稼働するような騒ぎぶりでした。実際現行実用商業用原子炉規制基準のもとで、原発再稼働のプロセスはいったいどうなるのか、それを、九州電力川内原発再稼働を例にとってみておくことにしましょう。

図 1 は 2015 年 8 月 3 日付け朝日新聞社説です。冒頭に「九

州電力は 10 日にも川内原発（鹿児島県）を再稼働する」と断定口調で書いています。この新聞は、川内原発再稼働の時期を、2014 年 11 月 8 日付け紙面で「川内原発再稼働へ年明けにも」と書きました。実際に年が明けて 2015 年になると、「川内原発再稼働、春先にも」と書きました。3 月頃になると「夏頃、川内原発再稼働」と書きました。実際 8 月になって今度は断定口調で「8 月 10 日に再稼働する」と書いているわけです。オオカミ少年も今度は間違いはないのかというと、今度もまたオオカミ少年です。童話のオオカミ少年のお話との違いは、童話では 3 回目になると誰もオオカミ少年の言い分を信用しなくなるのですが、多くの朝日新聞の読者は「朝日オオカミ少年」の言い分をその都度信じてしまうという点にあります。（この新聞がみずからの誤報を率直に認め、謝罪記事を掲載したことは一度もありません。この点では、NHK、共同通信、毎日新聞、日本経済新聞、読売新聞、産経新聞など大手マスコミは同罪です）

四国電力伊方原発 3 号機の再稼働を阻止するためには正確な知識と情報が必要です。マ

スコミ報道に振り回されていては疲弊し、混乱するばかり、その上原発問題に疎い一般市民の信頼を失うことはまず間違いありません。再稼働に関して正確な知識と情報を持つと、これが今回チラシのテーマです。このためには、朝日社説子が断定するように、九州電力川内原発がこの 8 月 10 日（月曜日）に再稼働することなどは、理論的にみても、実際的にもありえないことをまずみておかねばなりません。

図 1 朝日新聞（大阪本社版）2015 年 8 月 3 日 10 版 8 面

社説 Editorials

川内再稼働の前に

九州電力は 10 日にも川内原発（鹿児島県）を再稼働する。国内の原発はすべて止まっており、運転は約 2 年ぶりとなる。

しかし、再稼働にからむ動きを振り返ると、責任の所在のあいまいさが浮き彫りになる。東京電力福島第一原発で起きた事故の教訓も置き去りにして、新たな安全神話さえ生まれようとしている。

安倍政権は、川内原発を皮切りに、なし崩しに原発を主軸に戻そうとしている。こうした動きは到底、容認できない。

誰が責任を持つのか

原子力規制委員会の田中俊一委員長は「新しい規制基準に適合しても事故は起きうる」「再稼働の是非について規制委は判断しない」と繰り返している。技術的観点から点検し、原発

の事故リスクを一定以下にするのが規制委の任務で、原発の推進や縮小に言及することはないという立場だ。

一方、安倍首相は「規制委が安全といった原発は、着実に再稼働する」と、再稼働の判断を事実上、規制委の基準適合審査に丸投げしている。しかも、基準適合を「安全」にすり替えて、規制委が安全を保証したかのように印象づける。これでは安全神話である。

立地自治体の立場は、電力会社への「同意」である。

国民の過半は再稼働に反対している。それなのに、誰が決められているのか分らないまま、原発はやはり必要だと再稼働が決まってしまう。この進め方では、信頼しようがない。

なぜ、この再稼働が必要なのか、原発が抱えるリスクとも

川内原発は現在使用前検査中

それでは、川内原発が原子力規制委員会の規制基準適合性審査のどのあたりに位置するのか、事実関係からみていきましょう。

原子力規制庁は、定期的に原子力規制行政全体の進捗状況について、報道陣を相手にブリーフィングを開いています。8月4日午後の定例ブリーフィングは川内原発の進捗状況について、原子力規制庁の松浦総務課長が説明しています。3頁表2がその時配布された進捗状況の資料をまとめた表です。

全体検査事項は、1号から5号まで5項目あります。**(表2 欄外注を参照のこと)** おおざっぱにいうと、1号機については起動前検査項目がほぼ終了、来週以降**(すなわち 10日以降)** 第2号及び第5号を中心とする起動後検査、すなわち実際に炉内に入れた核燃料を燃やして許認可通りの運転をするかどうかの検査に入ります。すなわち使用前検査は終了していないのです。

「起動」と「再稼働」の違い

ここで「起動」と「再稼働」の違いについて説明しておく必要があります。**再稼働は文字通り、原発が電力生産の体制に入り実際に電力網(グリッド)に電気を供給する状態**を指します。それに対して**「起動」は、単に核燃料が正常に核分裂をし、発生した蒸気でタービンを回して電力生産をする状態**を指しています。つまり再稼働するためには原子炉を「起動」しなければなりませんが、「起動」するからといってそれが再稼働かどうかはわかりません。来週以降川内原発の1号機で行われるケースがよい例です。規制委の使用前検査は、大きく起動前検査と起動後検査に大別できます。来週以降起動後検査が始まるとみられますが、これを再稼働と呼ぶことはできません。**再稼働の法的要件のひとつは、原子力規制委員会の規制基準に適合することですが、書類上適合すれば、審査終了なのかというところではなく、「実用発電用原子炉の設置運転等に関する規則」(法令に準じます)ではその第16条で検査を義務づけ、検査項目を定めています。つまり検査全体が終了しなければ、規制基準適合性審査全体が終了しないのです。規制基準適合性審査が終了しないうちに、九州電力が川内原発の再稼働を行えば、重要な規則違反ですから、ただちに原子炉設置許可そのものが通り消されることでしょう。**

朝日新聞社説子が断定するように、8月10日に川内原発1号機が再稼働することなどは、実際上ありえないのです。8月10日以降にやっと起動後検査がはじまるのですから。

起動前検査中の2号機

ついでに川内原発2号機の進捗状況を見ておきましょう。2号機は、1号検査項目と3号検査項目の真っ最中であり、大きくいえば「起動前検査中」です。また、1号機と異なり今週も検査日程がびっちり入っています。乱暴に言えば、認可した工事計画通りの施行となっているかどうかの検査中だということがいえるでしょう。実際に、原子炉内に核燃料を装填して行く起動後検査がいつになるのかについては、遠い先のことではないにしろ、現在のところ、日付けで特定できる状況ではありません。ですから、2号機は出来るだけ早く起動前検査を終えて起動後検査に移行しようと九州電力も原子力規制庁も必死になっていると言えます。 <次ページへ続く>

表1 原子力規制庁 定例ブリーフィング(8月4日) 質疑応答抜粋



産経新聞アマノ記者の、再稼働と原子力規制委員会審査を無理矢理結びつけようとする質問に、ムツとした表情で答える原子力規制庁松浦総務課長

記者 日本テレビのモリです。九州電力から先週10日以降に原子炉の起動を行うというお話があったと思うのですが、それ以降、オフィシャルにこの日にちを変更するかという話は規制庁の方には来ていますでしょうか。

松浦総務課長 ございません。

記者 産経新聞、アマノでございます。今の原子炉起動の時期の件ですけれども、昨日の段階で九州電力は、制御棒の起動試験、起動検査を10日にやるという形で報告されていたようだけれども、その辺は規制庁としても認識されているんですか。

松浦総務課長 規制庁に10日に報告したということですか。

記者 はい。

松浦総務課長 すいません、承知していません。

記者 つまり、10日にそういうものが行われるのであるとすれば、10日に実際に起動できるのか、あるいは11日以降にずらさなければならぬのか、その辺の検査と起動の関係というのはどうなんでしょうか。

松浦総務課長 すいません、具体的にはどういったことでしょうか。

記者 つまり、10日に検査が行われるのであれば、検査だけで終わるのか、それとも、原子炉起動まで10日にできるという認識なのか、あるいは10日までに検査がやられるのであるとすれば、通常考えれば、11日以降と考えられますけれども。

松浦総務課長 それは保安検査のことをおっしゃられているんですか。

記者 ええ、保安検査。

松浦総務課長 保安検査については、起動後も100%出力が安定的になるまで検査は続きますので、起動にかかわらず検査することになると思いますので、そこは連関していないと思いますし、先程申し上げたように、10日に何か行われるということについて、我々全く承知しておりませんので、保安検査については、今の先週金曜日に九州電力から報告があったとおりの保安検査の予定でございます。

記者 …あともう一点、議題の1のところ、高経年化技術評価の認可についてですけれども、再稼働に近いというところで、ぎりぎりの段階でこういうふう認可されているというふうな受け止めますが、そのあたり、再稼働に必要な評価としてこれまでに終わらせようと考えてこの認可に至るのか、それとも、再稼働とは全く関係なく、こういう技術評価というところで認可されているのか、その辺の認識具合というのはいかがですか。

松浦総務課長 ここは、度々、委員長もしくはこの会見でも申し上げていると思いますけれども、この認可と再稼働というのは関係ないというふうに申し上げていると思いますので、その点については特に変更ございません。

【参照資料】原子力規制庁定例ブリーフィング 2015年8月4日
<https://www.nsr.go.jp/nra/kaiken/index.html#section3>

意図的に事実をねじ曲げるマスコミの記者たち

これだけの事実が目前にあるにもかかわらず、また、ブリーフィングのたびに進捗状況に関する資料が配布されているにも関わらず、新聞・テレビなどの“報道”各社は、なぜ「川内原発 8 月 10 日に再稼働」とか「川内原発 8 月 10 日以降に再稼働」とか“報道”するのか、全く理解に苦しみます。しかし、それを推測するヒントがないわけではありません。

2 頁表 1 は、同じく 8 月 4 日原子力規制庁ブリーフィングの時のマスコミ各社との質疑応答速記録の抜粋です。

まず、日本テレビのモリという記者が九州電力から先週 10 日以降に原子炉の起動を行うというお話があったと思うのですが、それ以降日にちを変更するとかという話は規制庁の方に来ているか、というトボケた質問をします。今の時点で原子炉の起動を行う、ということはもちろん再稼働のためではありません。それは、起動後検査のためであるはずで、起動後検査のための起動であるならば、九州電力が原子力規制委員会に通知をする、というのはおかしい話で、当然この日程は原子力規制委員会の指示のもとに両者協議をして決めているはずで、九州電力が一方向的に通知するといった性質のものではありません。ですから、この日テレのモリ記者の質問は現状を全く踏まえていない、トボケた質問ということになるのです。

次に、産経新聞のアマノという記者が、「九州電力は（8 月）10 日に起動検査をやりと報告していると思うんだが、確認したい」と聞きます。松浦総務課長は「全く聞いていない」と素っ気なく否定します。この時点で松浦課長はかなりむかつ腹を立てていたと思います。というのは、日本テレビのモリ記者の質問と同様、検査を行うのは規制庁であって、九州電力は検査を受ける側です。受ける側が 10 日に制御棒を引っこ抜くのでついでに検査しにこい、という物言いは、規制庁としては到底受け入れられるものではありませんし、実際にも、前述のごとく、検査の日程は規制庁の指示で九州電力と協議しながら決められています。

3 頁表 2 もそうして週ごとに決められた検査日程です。つまり産経新聞のアマノ記者の質問自体もトボケた非常識な質問なのです。もうお気づきかも知れませんが、日本テレビのモリ記者も、産経新聞のアマノ記者も、そしてそのほかのマスコミ各社の記者達の質問のしかたには、否定しがたい共通点があります。それは、事態を客観的な立場、あるいは原子力規制委員会の立場、あるいは読者の立場から見ているのではなく、九州電力の立場から見ているという点です。つまり、九州電力の希望的観測が色濃く、記者たちの考え方やその質問に投影されているのです。

＜次ページへ続く＞

表 2 川内原発 1・2 号機 使用前検査の実施状況 抜粋

(1) 検査実施状況

	第 1 号機 対象設備と検査概要	第 2 号機 対象設備と検査概要
先週の状況	【品質管理の方法等に関する検査】 工事計画に記載された品質管理の方法等に関する検査として、保安活動における不備事項の評価、改善等について事業者の実施状況を確認。	【工事の工程 1 号】 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、計測制御系統施設の材料、寸法、外観、組立て及び据付け状態、耐圧、漏えいの各項目について検査を実施。 【工事の工程 3 号】 原子炉格納施設（静的触媒式水素再結合装置、電気式水素燃焼装置）について、機能・性能検査を実施。
今週の予定	予定なし	【工事の工程 1 号】 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、原子炉格納施設の材料、寸法、外観、組立て及び据付け状態、耐圧、漏えいの各項目について検査を実施。 【工事の工程 3 号】 計測制御系統施設、その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備、火災防護設備）について、機能・性能検査等を実施。

(2) 品質管理の方法等に関する実施状況

検査項目	第 1 号機 実施状況	第 2 号機 実施状況
事業者が実施した工事に係る品質管理の方法等	3 / 3 0 ～ 7 / 3 0 （終了）	6 / 1 0 ～ （継続）

(3) 各施設に対する実施状況

施設名	第 1 号機 工事の工程（※）				第 2 号機 工事の工程（※）			
	1 号	3 号	4 号	5 号	1 号	3 号	4 号	5 号
1 原子炉本体		6/18（終了）						
2 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	5/22（終了）	6/18（終了）			7/30～（継続）	6/23～（継続）		
3 原子炉冷却系統施設	5/29（終了）	6/18（終了）			6/23～（継続）	6/23～（継続）		
4 計測制御系統施設	4/28（終了）	6/18（終了）	7/24（終了）		7/28～（継続）			
5 放射性廃棄物の廃棄施設		6/18（終了）				6/23～（継続）		
6 放射線管理施設	4/23（終了）	6/19（終了）				7/17～（継続）		
7 原子炉格納施設	5/22（終了）	6/19（終了）	7/27（終了）		7/16～（継続）	6/23～（継続）		
8 その他発電用原子炉の附属施設								
（1）非常用電源設備		6/18（終了）						
（2）常用電源設備		6/18（終了）				6/23～（継続）		
（3）火災防護設備		6/18（終了）						
（4）浸水防護施設		6/19（終了）				6/23～（継続）		
（5）補機駆動用燃料設備		6/18（終了）						
（6）非常用取水設備		6/18（終了）				6/26～（継続）		
（7）緊急時対策所		6/18（終了）						

（※）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 16 条は、次の各号の工事の工程において実施する検査事項を定めている。

1 号：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時

2 号：蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時（今回の使用前検査申請には記載なし）

3 号：発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時

4 号：発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時

5 号：工事の計画に係る全ての工事が完了した時

【参照資料】原子力規制庁定例ブリーフィング 2015 年 8 月 4 日 資料 2 <https://www.nsr.go.jp/nra/kaiken/index.html#section3>

「起動」を無理矢理「再稼働」と解釈するマスコミ

次に、アマノ記者の質問は、検査と起動の関係に及びます。念頭においておかねばならないのは、「起動」という言葉をアマノ記者は「再稼働」と同じ意味で使っているという点です。ですから次のような質問になるわけです。

「10 日に検査が行われるのであれば、検査だけで終わるのか、それとも原子炉起動（再稼働）まで 10 日にできるという認識なのか、あるいは 10 日までに検査がやられるのであるとすれば、通常考えれば、（再稼働は）11 日以降と考えられますけれども」

アマノ記者の頭の中は、起動することは再稼働することだという思い込みがあります。検査は再稼働までに終了しておかなければならないので、上記のような質問になるわけです。1 頁朝日新聞社説の中で、「川内原発は 10 日に再稼働する」とあったのも、根は同じで「起動＝再稼働」という思い込みから書いています。

ところが、規制委の側からすると、これはあり得ないことで、現在使用前検査の真っ最中に「再稼働」などをさせては原子力規制行政などはなきに等しいことになります。ですから、使用前検査と再稼働を混同したような質問はそもそも理解がつかません。唯一この質問を筋立てる中身は「保安検査」です。使用前検査の中にはいわゆる保安検査を含みます。保安検査は、運用状態の検査、いってみればソフトウェア・ヒューマンウエア検査です。ですから松浦課長は「保安検査のことか？」と水を向けます。アマノ記者は、つじつまあわせのために向けられた水に「ええ、保安検査」とすぐ飛びつきます。しかしアマノ記者の質問は、「起動＝再稼働」という誤解のもとになされた質問なので、保安検査の話ではないことは明らかです。

松浦課長は、これ幸いと「保安検査なら、使用前検査全体を通じて一貫して行うものだから、起動とは直接の関連はない」と突き放した回答をします。そして念押しをするかのように「10 日に何かが行われるということについては、全く承知していない」とかぶせています。

規制委は再稼働を審査する機関ではない

ここでアマノ記者は、悪質とも思える質問をします。「高経年化技術評価の認可があったけれども、これは再稼働に近いのでそれに合わせてギリギリのタイミングで間に合わせたと解釈するが、どうか」

アマノ記者が「高経年化技術評価の認可」と呼んでいるのは、実は 2015 年 8 月 5 日の原子力規制委員会合で承認された「川内原発 1 号機の保安規定変更認可」のことです。つまりこのブリーフィングの時点（8 月 4 日）では、川内 1 号機の保安規定変更認可はまだ正式承認されていません。高経年化技術評価は、稼働後 30 年以上経過した原子炉の運用にあたって保安規定の中にそれに対応する運用技術の評価項目が加えられており、九州電力の運用技術・ノウハウがそれに適合していると認めたもので、「保安規定変更認可」全体の一部に過ぎません。

結局、アマノ記者の質問は、8 月 10 日に再稼働するとい

う日程を先に固定しておいて、必要な保安規定変更認可を間に合わせたのではないか、ということになります。この質問は、原子力規制委員会全体の信頼性に係わる質問で、もしこの通りなら現在の原子力規制委員会は、旧原子力安全委員会・旧原子力安・保院同様、「規制の虜」になっている、ことを意味します。電力会社の都合に合わせて原子力規制行政が行われているということになるのですから。

案の定、松浦課長は、やや憤然とした面持ちで、次のように答えます。

「ここは、度々、委員長もしくはこの会見でも申し上げていると思いますが、この認可と再稼働というのは関係ない」

実際そうなのです。原子力規制委員会は、現在施行されている新規制基準に当該原発が適合しているかどうかを審査・判断するだけで、当該原発が再稼働していいかどうかを判断する権限は法的には与えられていないのです。

産経新聞のアマノ記者に代表されるように、原発安全神話時代そのままの原子力規制行政が現在も継続しているかのような思い込みを、なぜ多くの日本のマスコミが持ち続け、しかもそれを報道と称して、一般市民社会に刷り込みたいのか全く理由がわかりません。私には、朝日新聞、NHK をはじめとする多くのマスコミが、電力会社や経産省の代弁機関となっているとしか映りません。

使用前検査・保安検査終了をもって規制基準適合（合格）

九州電力川内原発 1 号機に関していえば、2015 年 8 月 10 日に再稼働などということは理論的にみてもあり得ません。ここで、原発再稼働が仮に可能だとして、そのプロセスを再度みておきましょう。

原発再稼働へ向けて、原子力規制委員会の規制基準適合性審査をクリアすることは、最低限の条件です。

規制基準適合には、表 3 にあるように、原子炉設置変更許可取得、工事計画（変更）認可、保安規定（変更）認可取得がまず必要です。

マスコミ、首相官邸、伊藤鹿児島県知事の共通点

川内原発の場合は、原子炉設置変更許可取得を 2014 年 9 月 10 日のことでした。この時マスコミ各社の報道は、「新規制基準適合」「事実上の合格」とかき立てました。また首相官邸の Web サイトには「川内原発について、本日、原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可をすることが決定をされました」とやや慎重な書きぶりながら、原子炉設置変更許可取得をもって規制基準適合だとしています。首相官邸の書きぶりは明らかにミスリードで、正しくは「九州電力川内原発原子炉設置変更申請は、新規制基準に適合すると認められ、本日 9 月 10 日に許可されました」でなければなりません。言葉の使い方が若干違うだけのように見えますが、その意味するとことは全くことなっています。（なおこの首相官邸の Web サイト当該頁はいまなお訂正されずにそのまま掲載されています。

http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201409/10_p.html

また、伊藤雄一郎鹿児島県知事は、原子炉設置変更許可取得をもって「規制委の主要な審査に合格し、あとは事務的手続き」だとししました。伊藤知事の手にかかると、工事計画変更認可も、保安規定変更認可も、その後の使用前検査も「事務的手続き」に過ぎない、ということになってしまいます。

1号機保安規定認可は8月5日

実際は、工事計画変更認可も保安規定変更認可も事務的手続きどころではなく、それぞれが、「原子炉設置変更許可」ほどではないにしろ、大きなハードルで、九州電力はその後認可取得に大きな精力を費やします。川内1号機の保安規定変更認可を九州電力が取得するのは、5頁表4にあるように、やっと2015年8月5日のことでした。

5頁表4にあるように、本来使用前検査は、原子炉設置変更許可、工事計画認可、保安規定認可取得後に行われなくてはならないのですが、今回申請では特例措置として、原子炉設置変更許可を取得すると、関係項目だけを先行して使用前検査申請ができることになっていますので、九州電力はその特例措置制度を利用して、使用前検査申請をし、先行して検査が始まっているというわけです。といっても認可していない項目まで検査することはできませんので、5日に取得した保安規定認可項目の検査は、本格的には来週以降からはじまるということになります。ですから、実際には使用前検査が始まっていますが、それは許認可を受けた項目だけの話ですから、このチラシでは表3のような書き方になっています。

なんとか盛り上げようとする「再稼働ムード」

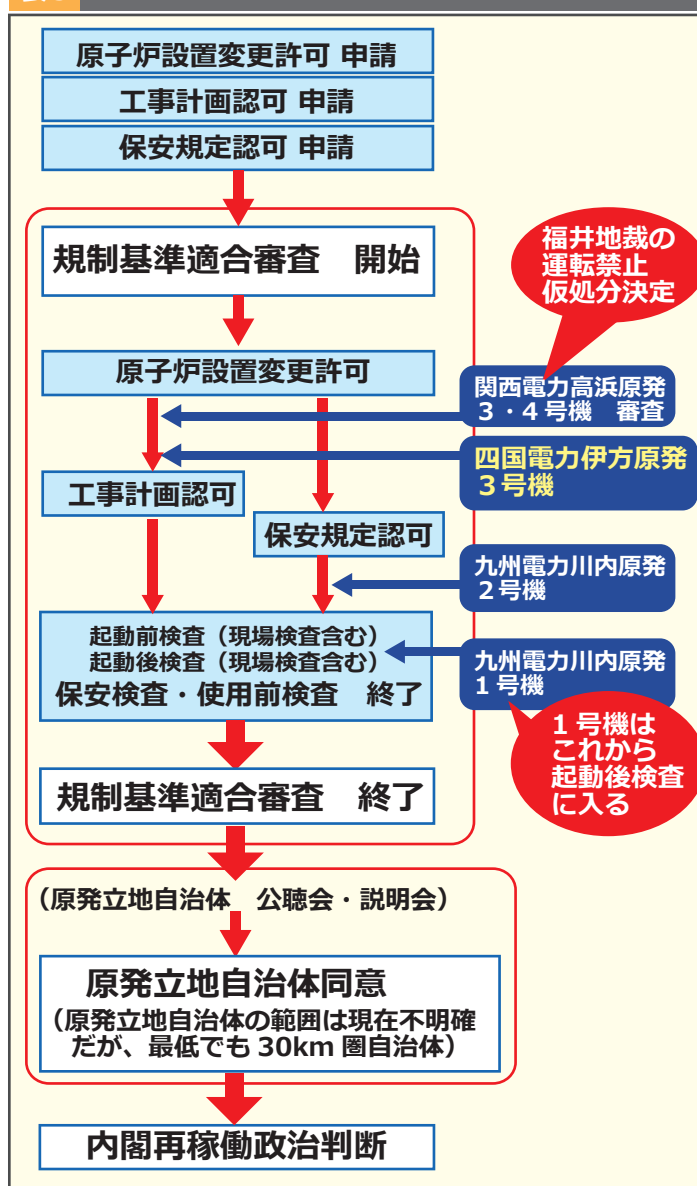
こうしてみると首相官邸、安倍内閣、経産省、電力会社が一体になって、日本の社会に原発再稼働ムードを盛り上げようとしていることがわかりでしょう。そしてそのプロパガンダ宣伝機関の役割を果たしているのが朝日新聞やNHKをはじめとする主要マスコミ各社だという構図がはっきり見て取れます。従ってマスコミは、明日にでも再稼働がはじまるかのような“報道”の仕方に終始します。ところが実際には、再稼働はいつまで経ってもはじまりません。それは所定の審査や検査にやはり時間がかかるからなのです。2015年8月5日にやっと「保安規定変更認可」を取得した川内原発1号機がその5日後に再稼働することなど理論的にみてもありえません。

話は変わりますが、なぜ福島原発事故後の日本の社会において、安倍自民党政権、安倍内閣、経産省、電力会社は、主要マスコミを使って「原発再稼働ムード」を日本の社会に盛り上げ、定着させたいのでしょうか？

これはもう想像と推測の話になりますので断定的にはいえませんし、様々な見方があると思いますが、最低限次のようなことはいえると思います。

1. 原発再稼働を既成事実化したい。日本人に限りませんが庶民は既成事実には弱いものです。
2. 反・脱原発勢力に引導を渡し、あきらめさせたい。実際一部反原発勢力は、「原発再稼働ムード」に翻弄されて、早くもあきらめ気分が一部でてきています。

表3 原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート



【参照資料】『実用発電原子炉に係わる新規規制基準について』2013年7月原子力規制委員会など。

表4 川内原発1号機 保安規定変更認可書(8月5日)

原規規発第15080516号 平成27年8月5日	
九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明 殿	原子力規制委員会
九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更認可について	
平成25年12月18日付け発本原第184号(平成27年7月3日付け発本原第84号及び平成27年7月30日付け発本原第102号により一部補正)をもって申請のありました上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の2第1項の規定に基づき、認可します。	

【参照資料】原子力規制委員会「九州電力株式会社より提出された九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更申請の認可」
<https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/PWR/00000077.html>

ところで、なぜここへきて、朝日新聞社説子が書くように川内原発1号機8月10日に再稼働、だの、他のマスコミ各社が報道するように、8月11日以降に再稼働、だのといった“誤報”あふれかえるのでしょうか？

<次ページへ続く>

大きいえば「原発再稼働ムード盛り上げ」の一環なのですが、それにしても今回はちょっとひどすぎます。どうも口火を切ったのはNHKらしいと思われま。6頁表5は、8月1日付けの九州電力Webサイトに掲載された「お知らせ」です。NHKは川内1号機の起動の時期を8月11日以降、とニュースで報道したが、これは九州電力が発表したものではない、とするものです。当然NHKも「起動」を「再稼働」の意味で使っており、このまま信ずれば、九州電力は8月11日以降に再稼働する、と伝わりま。ところが九州電力は現在時点で川内原発を再稼働できるような状況ではないことをはっきりわかっていますので（この点は後で触れます）慌てて火消しに入ったのだと思われま。また朝日新聞社説子の「10日」の根拠も、このお知らせにあるように「8月10日以降、原子炉起動することを目指している」という発表です。

（これは私が朝日新聞に電話して確認をした—8月4日）

前述の産経新聞アマノ記者の時と同様、ここでも起動を再稼働と勘違いしていること、できるだけ早く川内原発1号機が再稼働することにして既成事実をつくってしまいたいという気持ちがない交ぜになってこの“誤報”が生まれたのだと思われま。

いつが審査終了か？

6頁表3は私が規制委に取材した内容をテキスト起こしたものです。ほぼ現在の規制委の規制基準適合性審査のプロセスを正確に押さえたものだと思います。

要するに、許認可取得後に、保安検査を含む使用前検査を行い、その内容を検査報告書にまとめ、規制庁から原子力規制委員会に報告し、規制委会で正式に承認されたときが、検査終了＝新規規制基準適合性審査終了の時点だ、ということです。

その時期はいつか？遠くない将来であることは間違いないにしろ、現在期日を特定できる状況にはないことも確かです。

表5 九州電力「お知らせ」より「川内原子力発電所1号機起動時期に関するNHK報道について」（8月1日）

川内原子力発電所1号機起動時期に関するNHK報道について

平成27年8月1日
九州電力株式会社

本日のNHKのニュースにおいて、「川内原発1号機の起動の時期を8月11日以降とする方針であることがわかった」と報道されておりますが、当社が発表したものではありません。

当社は、川内原子力発電所1号機に関し、8月10日以降、準備が整い次第、原子炉起動することを目指しておりますが、現時点で、具体的な日程について決まったものではありません。

以上

【参照資料】九州電力「お知らせ」8月1日 http://www.kyuden.co.jp/report_150801.html

表6 哲野と原子力規制委員会広報担当者との電話でのやりとり（2015年8月5日）

哲野：私は十分理解しているつもりだったんですが、新聞報道を見てると頭が混乱してきましたので、再度確認をさせていただきたい。原子力規制委員会の新規規制基準適合とはいったい、何を以て適合とするんでしょうか？

担当者：原発の再稼働に関する質問ですか？

哲野：いいえ、原発の再稼働と原子力規制委員会の審査は、全く無関係であるというレベルの知識はちゃんと持っておりますので、そういう質問ではありません。

担当者：あ、そうですか。それですと話は早いんですね。原子力規制委員会は原発の再稼働について審査していると誤解されている方が多いので…失礼しました。

哲野：原子力規制委員会の規制基準では、原子炉設置変更許可が根幹で、これに工事計画変更認可、保安規定変更認可が必須条件、こういう理解でよろしいですね？

担当者：ええ、その通りです。基本的には、この3点の許認可が必須です。保安規定変更認可をすでに取得していますので、許認可は終わったということですね。

哲野：えっ？それはどういうことですか？

担当者：九州電力川内原発の話だと思ってそう申し上げたんですが…

哲野：ああ、私はあくまで一般論でお尋ねしていたんですが、そうですね、川内原発の例をとればわかりやすいですね、このままお話を進めましょう。川内原発1号機はこれで原子炉設置変更許可、工事計画変更認可、保安規定変更認可の3点セットを取得したわけですから、審査終了ということになるわけですか？

（なお、川内原発1号機が保安規定変更認可を取得したのは私が電話した当日の2015年8月5日。表4参照のこと。2号機についてはまだ保安規定変更認可を取得していない）

担当者：ええ、許認可は終了ということになります。

哲野：私の質問は、審査終了という意味なんですが、許認可終了＝審査終了という理解でよろしいんですか？

担当者：ええ、合格ということですね。

哲野：そうすると、現在進めている使用前検査や保安検査は、オマケだと。法的な要求事項ではない、とこういう理解でよろしいですか？

担当者：え〜〜しばらくお待ちください。（結構長い時間待たされる）

担当者：お待たせしました。許認可は終了しましたが、使用前検査、保安検査が終わらないと審査全体は終了ではありません。

哲野：そうすると、今現在川内原発1号機は法的要件、この要件を英語で言う Requirement という風に理解していますが、法的要件をまだ満たしていないという理解でいいですか？

担当者：そうです。

哲野：そうすると、いつをもって、保安検査終了、使用前検査終了、となるんですか？

担当者：検査が終了した時点です。

哲野：それは、検査が終了しましたよと、口頭で九州電力に伝えて終わりということですか？なんか文書化しておかないと不安なような気がしますけど。

担当者：しばらくお待ちください。…（結構長い時間待たされる）

担当者：お待たせしました。現地で検査をしているのは原子力規制庁ですから、原子力規制庁が検査報告書を上げて、承認します。

哲野：検査報告書は九州電力に対して提出するんですか？それもおかしい話ですね。

担当者：原子力規制庁は、原子力規制委員会の事務方ですから、規制庁に承認権限があるわけではありません。当然、報告書は原子力規制委員会に提出します。

哲野：ああ、それなら筋が通りますね。そうすると、事務方である原子力規制庁が、親分である原子力規制委員会に検査報告書を提出して、原子力規制委員会がこの検査報告書を承認した時点で検査終了、すなわち原子力規制基準適合と、こういう流れになると理解してよろしいですか？

担当者：その通りです。

哲野：今の見通しでは、その報告書はいつごろ出そうですか？

担当者：今検査中なので、いつごろ、という見通しは出すことができません。

哲野：そりゃ、現実は何が出てくるかわからないわけですから、日付を出すのは難しいというお話は良く理解できます。これは原子力規制委員会にお尋ねするような事柄ではないかもしれませんが、たとえば朝日新聞の8月3日付けの社説には、川内原発は8月10日に再稼働するとはっきり書いています。これ、何を根拠に書いたんでしょうかね？

担当者：新聞がお書きになることですから、私どもではなんとも申し上げようがありません。

哲野：朝日新聞に聞いてくれ、ということなんでしょうね。

担当者：…。

哲野：いや、もう十分です。新聞に混乱させられた頭が整理できました。ありがとうございました。

原発 30km 圏自治体同意がなぜ再稼働の法的要件なのか

川内原発 1 号機に例をとって話を進めましょう。こうして原子力規制委員会が無事検査を終了し、九州電力が 1 号機に関して規制基準適合したとしましょう。**(期日は特定できないものの、その遠い将来の話ではありません)** そうすると、その日から九州電力は川内 1 号機の再稼働ができるのか、少なくとも法的にはそれが可能なのか、というところまで進めよう。

この件に関して気になるやりとりが衆議院原子力問題調査特別委員会で行われています。2014 年 11 月 6 日のことでした。質問者は元首相で今は反原発の闘士となった感のある菅直人氏です。原発の再稼働にあたって、原発立地自治体は原子力災害対策特別措置法**(以下原発特別措置法)**に基づいて原子力地域防災計画を作成することが義務づけられています。一方で原子力事業者は、自治体の作成する原子力地域防災計画と整合性のとれた事業者防災業務計画の作成が義務づけられています。このとき「原発立地自治体」とは原発安全神話時代の、直接立地自治体と直接立地道府県のことを指しているわけではありません。法律は明確に「おおむね 30km 圏自治体」と明示しています。

菅氏はこの点をとらえて、原子力事業者を代表して委員会に出席している東京電力の姉川尚史氏に次のように質問します。

「30km 圏自治体がこれでいいといわないと、(原発再稼働の)スイッチは押せない。そういう理解でいいんですね？」

これに対して姉川氏は次のように答えます。

「(30km 圏自治体の) 地域防災計画が定まっていなくて、すわなちご理解をいただけないということであれば、我々事業者としては条件が十分でない。再稼働の(法的)条件が十分でないと認識しております」(11 頁「菅直人議員質疑抜粋」の右コラムのやりとりを参照のこと)

30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件

いったいこれは、どういうやりとりなのでしょう？電力会社やマスコミは、再稼働にあたり地元同意は法的要件ではないと主張しています。しかし、国会の場で原子力事業者代表である東電姉川氏は全く別な見解を示しています。わかりやすくいうと**「30km 圏自治体同意は再稼働の法的要件だ」**

ということになります。

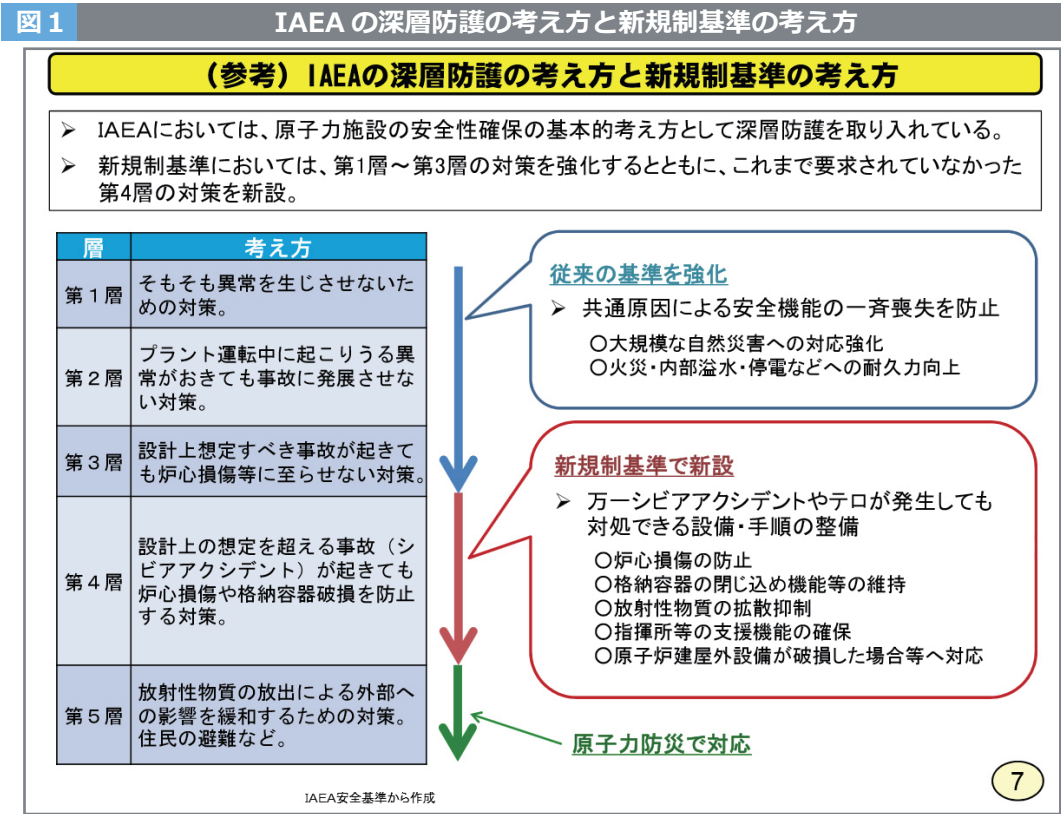
この質問のようなやりとりは、もう少し掘り下げて理解する必要があります。

30km 圏自治体を作成する原子力防災計画の根幹は、当該原発が、この場合川内原発 1 号機が、福島事故並の苛酷事故を起こし、原子炉内の放射能を環境に向けて放出せざるを得ない状態になった時に生ずる広域避難計画にあります。原子力事業者はその事業者防災業務計画で、住民の避難を事業者として支援することが義務づけられています。その自治体が、みずから作成する防災計画**(避難計画)**に実効性がない、あるいは原発再稼働そのものに反対だといえ、原子力事業者は当然のこと、事業者防災業務計画自体は原子力規制委員会の指示で作成しますから、規制委が事業者防災計画に不備があるといえ、それを押し切って九州電力は川内原発を再稼働できません。姉川氏の発言は、「30km 圏自治体の同意がなければ再稼働できない」という法的縛りを、原子力事業者の立場から描写したものと考えられます。

<次ページへ続く>

表 6 5 層の多重防護

規制委が担当	多重防護レベル	運転状態	防護目的	目的達成手段
	第 1 層	通常運転	異常運転及び故障の防止	保守的設計及び建設・運転における高い品質
	第 2 層	予期される異常運転	異常運転の制御及び故障の検出	制御、制限及び防護系、並びにその他のサーベランス
	第 3 層	異常運転	設計基準内への事故の制御	工学的安全施設及び事故時手順の整備・確認
	第 4 層	シビアアクシデント	事故の進展防止及び重大事故の影響緩和	格納容器の防護を含めたアクシデントマネジメント
規制委担当外	第 5 層	シビアアクシデント 影響緩和	放射性物質の放出、放射線影響の緩和	住民広域避難



原発安全神話と訣別したものの

「30km 圏自治体の同意がなければ再稼働できない」という法的縛りを原子力規制委員会の立場からみるとどうということになるでしょうか？

ここで思い切って視野を広げてみましょう。フクシマ事故後、日本の原子力規制行政は、「適切な安全対策を施せば原発は苛酷事故を起こさない」とする考え方から「どんなに安全対策を施しても原発は苛酷事故を起こしうる」とする考え方に180度変わりました。いわゆる「原発安全神話からの訣別」です。原子力規制行政もそれに伴い180度転換し、苛酷事故を起こした時にどうやって住民を防護するかという観点から新規規制基準が作られました。この規制基準を支える思想が、7頁図1にある「5層の深層防護」の考え方です。このスライドにもあるように、規制委はそれまでの3層防護の考え方を捨て、第4層と第5層を構築します。そして従来の第3層までの規制項目を充実させると共に、新たに苛酷事故を想定した第4層に対応する規制項目を設定し、新規規制基準の目玉としました。といて規制委の規制基準が、安倍首相や伊藤鹿児島県知事が主張するように世界で最も厳しい安全基準、というわけではありません。そもそも「5層の深層防護」そのものがIAEAの安全指針のパクリなのですから。

ここで奇妙なことが起こります。7頁図1のスライドにもあるように、原子力規制委の新規制基準を根幹から支えるはずの「5層の深層防護」のうち肝心の第5層は「原子力防災で対応」するのです。わかりやすくいうと7頁表6のように、

第1層から第4層までは規制委の担当だが、第5層は規制委の担当外だということです。「奇妙なこと」というのは、フクシマ事故後の原子力規制行政の根幹防護思想として取り入れた「5層の深層防護」であるにもかかわらず、もっとも肝心の第5層は規制委の担当から外してあるのです。

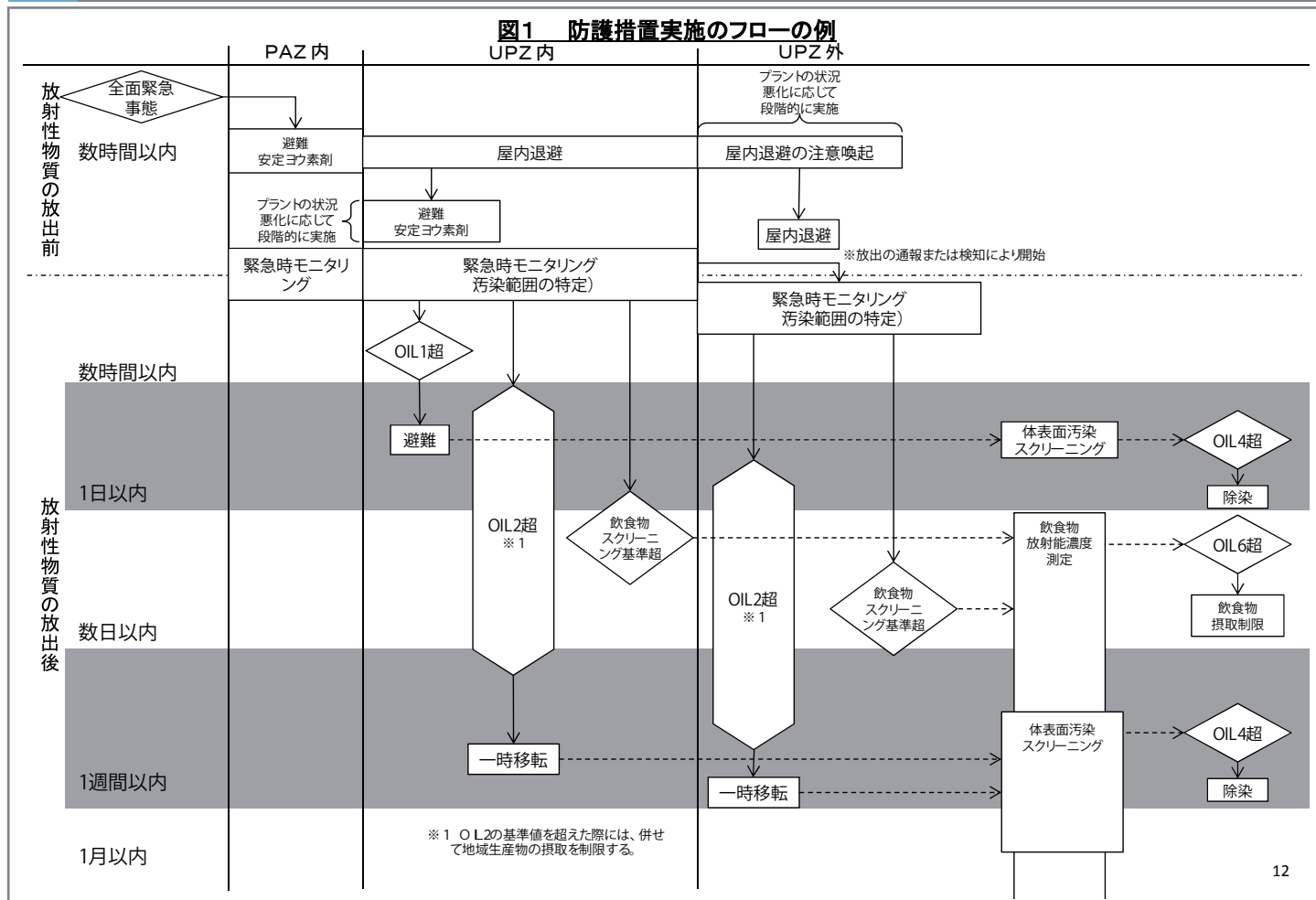
第5層の実効性についてはいいっぱなし

第1層から第4層までの防護手段の実効性については、規制委は厳密にチェックしますが、第5層については、規制委は原子力災害対策指針などで、その防護措置をきめ細かく当該自治体に義務づけているにもかかわらず（9頁表8参照）、その実効性についてはチェックもしなければ、審査もしないのです。しかも第5層の防護手段をとらなければならない地域も9頁表7にみられるごとく、「原子力施設からおおむね30km」と明記してあります。

先ほどの「菅・姉川質疑」にみられる「30km 圏」も、もとをただせば、その法的根拠は原子力災害対策指針に由来します。しかし、法的には「30km 圏」が原発立地自治体であるという認識はなかなか一般には普及しておらず、「原発安全神話」時代そのままに、直接立地自治体と立地道府県が「原発立地自治体」という認識がまだまかりとおっています。鹿児島県などは、県知事が勝手に「鹿児島県」と川内原発のある薩摩川内市のみが立地自治体である、と宣言しこの2自治体の「同意」のみで川内原発の再稼働に同意する、と宣言してしまいました。（2014年11月）もちろん現行法体系に沿っ

<次ページへ続く>

図2 原子力災害対策指針 12p「防護措置実施フローの例」



ていえばこの「再稼働同意宣言」は無効です。調子に乗った伊藤鹿児島県知事は、広域避難計画も10km圏で十分として、原子力災害対策指針も無視する構えを見せています。本来この法令違反を批判すべきマスコミも、「地元同意は法的要件ではない」として問題とする気配も見せません。しかし、緻密な行政訴訟にあえば、鹿児島県の措置は法令違反として一発で粉碎されることでしょう。

「稼働・再稼働」にタッチしない 珍妙な原子力規制機関

話が横道に逸れました。「5層の深層防護」が原子力規制委員会の現行規制基準を支える重要な根幹思想であり、第1層から第4層までと同様に、**第5層も厳しくその実効性が問われなければなりません**。それでなければ、8頁図2に示す「原子力災害対策指針」の「防護措置実施のフローの例」もその瞬間から絵に描いた餅となり、「5層の深層防護」は音を立てて崩れ落ち、従って規制委の規制基準も「世界でもっとも厳しい規制基準」どころか「世界で最も劣悪な規制基準」ということになります。**第5層の実効性は、現在の規制基準の実効性を担保する関係になっているのです**。

しかし、前述のごとく第5層は規制委の担当外です。ですから田中俊一委員長が再三再四明言するように「**規制委は規制基準（第4層まで）に適合するかどうかを審査する機関であり、再稼働の判断には全く関係しない**」といわざるを得ないのです。もし第5層の防護手段の実効性についても原子力規制委員会の責任範囲であり、厳密な審査をするならば、田中氏は胸を張って「規制委は再稼働の可否を技術的レベルで審査・判断する機関だ」というでしょう。そして残る課題は「内閣による政治判断のみである」と言い切ることができたでしょう。しかし現実には第5層の実効性は規制委の担当外なので、「再稼働には規制委はタッチしない」とややうつむき加減にいうしかないのでした。

こうして「原発の稼働・再稼働」の審査・判断権限のない、いとも珍妙な「原子力規制委員会」が日本に誕生することになりました。

第5層の審査を 法令上誰も行わない

それでは、規制委から切り離された第5層の実効性は誰が審査・判断するのでしょうか？法的には誰も審査・判断しないのです。この事情を前述の衆院・原子力問題調査特別委員会のやりとりからみてみましょう。

再稼働に関してはおかしなことに、日本の現行原子力規制法体系の中で、それに至るプロセスが明記されていません。従って、どうしても現行法体系の解釈問題にならざるを得ません。ここでの菅氏の質問も、原発再稼働の法的プロセスの解釈問題の一つです。

菅氏「**（規制基準に合格すれば）電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか、それとも…もう一つ、避難の問題とか（すなわち第5層の実行手段）についてはもう一つの条件。…もう一つの条件として（一定の審査に）合格したのちでなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや（規制基準に）合格すれば事業者の判断で（再稼働を）やっていいという理解なのか、委員長の見解をうかがいます**」

表7 原子力災害対策指針 40p 抜粋

実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

（イ）予防的防護措置を準備する区域

（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のE A Lに依拠して、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 kmの間で設定すること（5 kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5 km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

（ロ）緊急時防護措置を準備する区域

（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

U P Zとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のE A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

※赤線は当方による強調

表8 原子力災害対策指針 55p 抜粋

（5）防護措置

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下の防護措置を実施しなければならない。

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。
- ・U P Zにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。
- ・U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員質疑動画（この検索語ですぐにヒットします）

「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」を衆議院原子力問題調査特別委員会で確認

菅直人：現在、川内原発に関しては（原子炉）設置変更許可がなされたのが、この 9 月 10 日であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、**これらが全部、合格というか、承認された後に最終的に決定**になると。

ですからまだこの中でいえば一番**最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはまだこれからだと。審査を進められていると**、こういう理解を私はしているんですが、委員長、そういう理解で間違いはないでしょうか？

原子力規制委員会委員長 田中俊一：ご指摘の通り、間違いありません。

菅直人：報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道ではですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方ですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので。少なくとも規制委員会として、そういう報道を目にされた時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことを言って頂きたいということをお願いを申し上げておきます。

菅直人：今日は実は九州電力の社長に参考人としておいでいただきたいと言う風をお願いしていたんですが、それがかなわなかった中で、だからというわけではありませんが、東京電力はもちろん事故を起こしただけではなくて、原子力事業者としての立場があります。そこでこの原子力事業者たる電力会社というものが、どういう責任と権限を法律上課せられているのかということについて、少しお聞きをしたいと思います。（**当日出席したのは東京電力常務執行役の姉川尚史氏であるが、姉川氏の資格は東電代表者ではなく、一般電気事業者＝電力会社代表であることを菅氏は確認している**）

現在、炉規制法等（原子炉等規制法：正式には『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』）、原子力災害対策特別措置法（『原子力災害対策特別措置法』が正式名称）に原発再稼働に関する規定がいくつかあります。

まず炉規制法では、原子力規制委員会の審査に合格した後でなくては原発を使用してはならない、つまりは**原子力規制委員会に合格をすることが一つの条件**になっております。

他方、原子力災害特別措置法では原子力規制委員会が原子力災害対策指針を定めるとして、その指針に従って地元自治体が地元住民の安全な避難とか、帰還ができる地域防災計画を作ることになっております。

そこでまずあえて原子力事業者である東電、今日は常務においでいただいておりますが、電力会社はですね、この原子力災害対策指針に基づく防災計画、避難とかそういうものが含んだ防災計画についてですね、どのような責任を負っているのか、法律的にどのような責任を負っていると理解されていますか？

東電 姉川尚史：避難については我々の認識、法律の理解は地方自治体の方が責務を負っていると思っております。先ほどから申し上げたのはそれに対して、我々が最大限の貢献をする、協力をするという観点でお答えをしてしまいました。

菅直人：もう一度確認します。今自治体がと言われましたが少

なくとも原子力事業者である電力会社が最終的な責任を負っているわけではないと。負っていない。そういう意味ですね。今、自治体が、と言われたのは、はっきり答えてください。

姉川尚史：ご回答いたします。ご質問の範囲が住民の方の避難、そしてその後の帰還を的確に行う責任、任務ということでしたので、それについては**自治体さんが法律上も責務を負う**という風になっているというのが私の理解でございます。

菅直人：事業者としては（責任は）ないということですね。

姉川尚史：事業者の一義的な責任ではない、と思っております。

菅直人：まさにそうなんです。事業者の一義的な責任ではないんです。そこでお聞きします。炉規制法でですね、規制委員会の色んな手続きの審査に合格した後でなくては原発を使用してはならないという規定は…これは委員長にお聞きしたほうがいいんでしょうかね。**合格すれば電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか**、それとも今話のようにいくつかの条件、ま、少なくとも 2 つですね。いわゆる新規制基準に基づく判断は、よく委員長が言われるように規制委員会がやるけれども、もう一つ、避難の問題とかについてはもう一つの条件。ここの炉規制法でいうのはあくまでいくつかの条件の中の必要条件として合格した後でなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや、**合格したら事業者の判断でやってもいいという理解なのか**。委員長の見解をうかがいます。

（すなわち、菅氏は、住民避難計画の存在は、再稼働を定めた法体系の中で必要条件なのかどうかを問うている）

田中俊一：まずあの、我々が俗にいう審査、適合性審査っていうのは、よく深層防護が 5 段階あると。で、いわゆる 5 つ目が住民の防災避難計画でございます。（**原子力規制委員会の『深層防護（5 層）』については、10 頁表 8 参照のこと。田中氏は 4 層までは規制委の規制範囲だが、5 層は範囲外である、と述べている**）

その 4 段階までは私共がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民の防災避難計画については、これは国の定めでは県、あるいは**当該地方自治体が行うことになっております。そういったものがキチッとできた上でないと現実的には稼働という段階には入らないという風に認識**しております。

これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、その地域の住民の方々を中心としたそういった**関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずである**と。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます。

菅直人：もう一度重ねてお聞きします。（**避難計画など防災対策を**）自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は 4 層まで、4 段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分達は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の（**法律上の**）体系だと。**5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系**だと。そういう理解ですか？

＜次ページに続く＞

【参照資料】菅直人（衆院）原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 <https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>

<前ページより続き>

田中俊一：住民の防災避難計画についての法の定めていうんですか、それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定めであろうかと思えます。

菅直人：ですから聞いているんです。その部分が法の定めということ、そこがキチンとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、**この炉規制法のほうはあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではない**と。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですか？

田中俊一：その通りだと思います。

菅直人：ということはですね、その部分は一体誰が決めるんでしょうか？先ほど東電の常務は自治体といわれましたけれども、自治体が決めるということは、自治体がある意味では承認もできるけれども拒否権も持っているということになります。そういう拒否権を自治体を持っている、あるいは決めることができるという法律をわたくしは知りませんが、どなたか知っている人いますか？経産省でもどこでもいいですよ。

経済産業副大臣 山際大志郎：あの、避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなければならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体を作るということでございます。

菅直人：全く答えになっていません。私は地方自治体を作ること否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか？

山際大志郎：法令上の、という話でございますので、その地方自治体のつくった地域防災計画それがどのようなものであるかということ、**法令上審査をするということにはなっておりません**。

菅直人：まさにその通りで、審査をすることになっていないということは、それを最終的に決める手続きがないということではないですか。（菅氏は、深層防護 5 層のうち、4 層までは審査が必要と明確に規定しているが、肝心の 5 層については、審査の規定がない、この法体系上の不備を突いている）

現実に川内原発の周辺では 30km 圏の自治体の中でも、確かに議会で薩摩川内市のように再稼働に賛成する決議も出されています。しかし他のいちき串木野市とか、姶良市のように、場合によったら廃炉まで求めている決議も出ているんです。これ、同じ 30km 圏の自治体です。そうすると、今のお話ですと、**自治体が駄目だと言った時に、いや自治体が例えば駄目だと言うとも、それでやれるんだと言う法律はない**ということですよ。そうすると、ちょうど、東電の常務には気の毒ですが、もう一つだけお聞きします。最後に事実、行動として、再稼働するかどうか、簡単に言うと制御棒を抜いて反応をはじめるという、それがスイッチなのかレバーなのか知りませんが、それは事業者がやることになります。

そのときに今のような、問題が曖昧のままですることができるとですか？それとも何か、政府からの明確な手続きに基づく命令とか指示とかがなければやれないということなんですか、どうですか？

姉川尚史：ご回答いたします。法律についての理解は先ほどお答えしましたけれども、我々事業者が制御棒を抜いて稼働するという準備のためにはですね、地域防災計画が定まっていることが必要ですし、我々の事業者防災業務計画がそれに整合するものでなければなりませんし、これを定めるにあたってはガイドラインが規制委員会からも定めておりますので、それに従っているものになっている必要があります。従ってそれに則した防災計画が、地域と我々で出来ていれば、出来ていればという条件ですが、防災についての一定の対応ができていないかと私は理解しております。

菅直人：そうすると例えば 30km 圏のある自治体ですね、それは困ると。安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るといえば、稼働は出来ないという理解ですね？今の話は。

姉川尚史：現在法律で定めている地域防災業務計画の義務があるのは立地している県、立地している地方自治体と理解しておりまして、その 3 者の地域防災計画が定まっていることが条件だと私は理解しております。

菅直人：その理解はちょっとおかしいんじゃないですか？つまり原子力災害対策指針を出されているのは原子力規制委員会ですよ。そこで概ね 30km という UPZ を指示して、そういう自治体にも地域防災計画を作るようにという指示が出ているんですよ。指示が出ているのは、立地県と立地自治体（**直接立地自治体と言う意味**）だけではありませんよ。今は元々の根っこが間違っているんじゃないですか？

姉川尚史：失礼いたしました。私の回答を訂正いたします。地域防災業務計画は 30km 圏のものでございます。

菅直人：ということは先ほどの重ねて言うと、**30km 圏自治体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない**。そういう理解でいいんですか？

姉川尚史：はい、えー。・・・**地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではない**と。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。（**姉川氏はここでも重要なことを述べている。すなわち少なくとも電気事業者は、地域防災計画が定まっていない＝30km 圏の自治体が原発再稼働に理解を示していない、と解釈する、と述べている点だ**）

菅直人：**大変重要な回答を事業者からいただきました**。何故こういう事を言うかという、一部にですね、規制委員長もよくわかりでしょうけども、規制委員会が合格を出したら、あとは電気事業者なり原子力事業者が、自由に、あとは任せられたんだというような言い方を時々する役所の説明が時々あるんですね。それホントにいえるの？という、いやそれはちょっと、国会では言えませんかと言って撤回しますが。ですから私は逆に、そういう風に最後の最後ですね、電気事業者が、原子力事業者が判断したんだという風になるのではないかと心配したわけですが、**少なくとも、今の常務の認識、原子力事業者の認識はですね、そういった 30km 圏の自治体がキチンと了解したということがない限りはやるべきじゃない、やらない、ということを言われたので、これは大変大きな、この問題での大きな発言として受け止めておきたい**と思います。以上で終わります。（**菅氏の質疑は極めて重要である。法体系の不備を突きつつ 30km 圏自治体同意は再稼働の法的十分条件であることを国会の場で認めさせたことになるからだ**）

田中俊一委員長「我々が俗に言う適合性審査は、よく深層防護が 5 段階あると。で、5 つめが住民の防災避難計画でございます。その 4 段階目までは私ども（規制委）がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民避難計画がきちっとできた上でないと現実的には稼働という段階に入らないと認識しております」

菅氏「…5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だと。そういう理解ですか？」

（以上 10 頁右コラムのやりとり）

菅氏「ですから聞いているんです。そこがキチンとなっている（原子力防災避難計画の実効性が確認されている）という何らかの決定とか手続きがなされない限りは、この炉規制法の方（規制基準適合のこと）はあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではないと。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですかね？」

田中委員長「その通りだと思います」

つまり、**原発再稼働の条件は、規制基準に適合する（第 4 層までを満足する）とともに第 5 層（その中心は防災避難計画）の実効性が担保されていなければ、再稼働に至らない、それが現行法体系の定め**だということになります。

「地元同意が法的要件」は解釈問題

電力会社やマスコミが「地元同意は再稼働の法的要件ではない」と主張する論拠は、きわめて単純幼稚な論拠で「地元同意は再稼働の法的要件だとはどこにも書いていない」というものです。書いていないのだから「法的要件ではない」というのです。そうすると全ての法解釈は無意味になります。明記されていないから解釈問題が生ずる、どの解釈が最も法的に整合性があるかの議論が生ずるのです。「地元同意」が再稼働の法的要件かどうかはまさしく、どう現行原子力規制法体系を解釈するか解釈問題なのです。

「**地元同意が再稼働の法的要件だとどこにも書かれていないから、地元同意は再稼働の法的要件ではない**」という単純幼稚な議論がまかり通るのなら、同様に「**地元同意を再稼働の法的要件としない、とどこにも書かれていないのだから、法的要件である**」という単純幼稚な議論もまかり通ることになります。

さて菅氏は返す刀で、「それでは（第 5 層の）の実効性は、原子力規制委員会が審査しないのだから、どの行政機関が審査・判断するのか」と尋ねます。

答えるのは山際大志郎経産副大臣です。

「**法令上の、という話でございますので、その地方自治体で作った地域防災計画を、…法令上審査するということにはなっていません**」

と驚くべき回答をのべます。すると第 5 層の実効性は担保されないまま、再稼働に突入できるというとんでもないことになってしまいます。

しかし、逆に山際経産副大臣の回答はきわめて興味深い対応策を示唆することになりました。つまり、避難計画実効性の審議は、誰が行っても法令違反とはならないのです。これについてはまた後ほど触れる機会がありましょう。

原発再稼働に関して責任をもつ行政機関はどこか？

現在の原子力規制行政の根幹は、規制基準にあり、その規制基準の根本思想は「5 層の深層防護」にあることはこれまでに見たとおりです。従って現在の原子力規制行政の信頼性は、5 層の深層防護が本当に担保されるかにどうかにかかっていることもこれまで見たとおりです。

（私は、**原発が本当に必要なのか、安全性が担保されているのかどうかについて議論しているわけではありません。現行原子力規制法体系の整合性・信頼性・安定性について議論しているのです。もし現行法体系の枠組みを離れて考えるなら、第 5 層に住民避難を置いて成立する「5 層の深層防護の思想」やその方法論は、福井地裁判決を念頭に置くならば、明らかに住民の人格権侵害であり、それを根幹に置く規制基準も、それを決定した原子力規制委員会も人格権侵害の憲法違反の存在ということになります。わかりやすく言えば、避難を覚悟してまで稼働しなければならない原発には全く価値がない、どこか有害無益の存在であるということになります。でも今はその議論ではありません**）

5 層の深層防護のうち第 4 層まではその実効性にかんして原子力規制委が責任をもつ、ということでした。しかし第 5 層の実効性については、法令上誰も審査せず、だれも責任を持たない、ということが菅氏の質疑でいまや明らかになりました。第 4 層までの実効性と第 5 層の実効性が合わさって、原発再稼働の法的要件が満たされることも明らかになっています。しかし、5 層についてはその実効性について責任をもつ行政機関は存在しないのです。つまり 5 層全体に責任をもつ行政機関は日本のどこにも存在しません。

政治判断責任から逃げまくる安倍首相

それでは、フクシマ原発事故後の日本の原発再稼働について最終責任を負う行政機関はないのかといえ、それは明らかに内閣であり、その長である内閣総理大臣である安倍晋三氏です。特に現在は東電福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言中であり、法令によれば、緊急事態宣言中は、原子力災害対策本部が設置され、宣言解消のために対策本部長にあらゆる権限が集中しており、事実上オールマイティに近い権限を本部長は持っています。そして法令は対策本部長は内閣総理大臣でなければならないとしていることを考えると、内閣総理大臣の責任は重いといわざるを得ません。

ところが安倍晋三氏は、明らかな憲法違反である集団的自衛権を前提にした安保法制の時に見せる総理大臣としての「責任感」は全く姿を現さず、ひたすら責任回避、逃げの一手なのです。それは「世界でもっとも厳しい規制基準に合格した原発はどんどん再稼働させる」という言葉によく表れています。本来みずからが行わなければならない、重要な政治判断を避け、ひたすら再稼働の責任を規制委におっかぶせているのです。このことはさすがにやっと朝日新聞の社説も気がついたと見えて、「一方、安倍首相は、“規制委が安全とった原発は着実に再稼働する”と、再稼働の判断を事実上、規制委の基準適合審査に丸投げしている。しかも、基準適合を“安全”にすり替えて、規制委が安全を保証したかのよう

に印象づける。これでは安全神話である」と書いています。

（1 頁図 1 の 2 段目参照のこと）

<次ページへ続く>

<前ページより続き>

(ところが、規制基準を“安全基準”と表記し、規制基準適合性審査を“安全審査”と書き、電力会社の規制基準適合のための設備投資を“安全対策”であると表現し、一貫してあたかも原子力規制委の審査に合格した原発は“安全”であるかのように読者に印象づけてきた朝日新聞みずからの責任についてははっきりしたままです。「これでは安全神話である」)

「原発は安全だとは 申し上げられません」

責任をおっかぶせられた原子力規制委は、再三再四「原発が安全だとはいえない」と強調しています。表 10 は川内原発の原子炉設置変更許可を出した規制委員会合後の田中委員長定例記者会見の速記録抜粋です。中で田中委員長は次のように述べています。

「安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。…基準の適合性はみていますけれど、安全だということとは私は申し上げません」

再稼働に責任を持たない規制委に、再稼働の責任を持てといわれてもはなはだ迷惑、というところでしょう。そして安全の責任を原子力事業者におっかぶせます。(表 10 参照のこと)

「田中さん、そりゃないよ。もともと電力会社が安全の責任をとらないから、規制委ができたんでしょ。だから誰が安全の責任をとるかが問題なのではなくて、誰が原子力規制行政の責任をとるかの問題じゃないですか。それを自分が責任をとりきれないからといって、問題の本質をすり替えるのはジェントルマンのすることではないよ」というのは私です。

第 5 層（広域避難計画）の責任を とるのは地方自治体

これまでみたように、本来再稼働に関して、現行原子力規制法体系の中で最終的政治責任をとるべき安倍内閣は、一番大事な時に規制委に責任転嫁。(恐らくは原発再稼働の政治判断を下した、ということになると支持率低下につながることを心配して逃げの一手を打っているということなのでしょう。安倍晋三は、心臓の小さいまん男です。こういう男に日本の安全は守れないでしょう。安倍小心臓と改名することをお勧めします)

一方の規制委は、もともと第 5 層の審査権限を奪われていますので、原発の再稼働に対して責任を負える立場ではありません。「安全とは申し上げられません」というのは田中委員長のせめてもの抵抗でしょう。

それでは現行法体系の中で、第 5 層(そのキモは広域避難計画です)に対して誰がいったい責任を負うのでしょうか？ わかりやすくいえば、広域避難計画の実効性について誰が責任を負うのでしょうか？

この答えはあまりにも自明です。**原子力災害対策指針にも、原子力災害対策特別措置法にも「住民の安全や防災計画に対して第一義的に責任を負うのは当該地方自治体である」と書かれている**のです。そして国の役割は、全面的に支援することとしかありません。

従って自分たちが作った広域避難計画の実効性について審査・判断するのは自分たちで実施するほかはありません。幸いにして現行法体系では、広域避難計画の実効性について審査する行政機関は明記されていません。明記されていなければ、

表 10 原子力規制委員会委員長定例会見 抜粋
(2014 年 7 月 16 日)



田中委員長 …安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。ですから、これも再三お答えしていますが、基準の適合性は見ていますが、**安全だということは私は申し上げません**ということもいつも、国会でも何でも、何回も答えてきたことです。(4p)

記者 鹿児島テレビのマツザキと申します。避難計画についてなのですが、同じような質問が何度も出ていますが、避難計画と再稼働というのはどういった関係であるべきかというのと、あと、**鹿児島県の 30km 圏内の自治体はとりえず避難計画を作っているのですが、住民の方からは実効性がないという非難の声も多く上がっている**中で、先程規制委員会としてサポート等はしていきたいというお話でしたが、実際、どのようなサポートができそうなのか。今、鹿児島県の避難計画をどのように見ているのかというのを伺えますでしょうか。

田中委員長 まず 1 つは、**避難計画と再稼働というのは、ある意味では密接に関係はしていますが、規制委員会、規制庁がその関係をきちっと評価するという立場にはない**ということがあります。どんなサポートをしているかということは、…(略)…一応、出させていただきました。そういったことを踏まえて、**住民の方が納得できるような避難計画を是非作っていただければ**と思っています。(17-18p)

記者 東京新聞のシミズです。これまでも**誰が安全の責任をとるのか**ということ、**一義的に事業者だ**ということは再三おっしゃられていて、今回、こういう規制を作って、この規制を事業者が守ればある程度の安全は確保されるだろうということなのですが、結局、この規制を最後まで事業者が守るかどうかというのは、どうやって担保されるのでしょうか。要するに、ソフト面で、これは以前も質問があったかも知れないのですが、例えば、事故時に最悪の場合、作業をされている方が退避してしまうという可能性がないことはないわけですね。

田中委員長 防災のときの事業者の責任については、もう少しこれから確かめていく必要があることは事実です。けれども、**基本的には安全の担保は事業者にある**ということも事実です。(18p)

【参照資料】原子力規制委員会委員長定例会見 2014 年 7 月 16 日速記録
<https://www.nsr.go.jp/data/000068796.pdf>

ば、自分たちで審査権限を確保することができます。

ところが肝心の原発立地自治体(30km 圏自治体)は、原子力規制法体系の中で、みずからが持とうと思えば持つことのできる広域避難計画審査権限に全く気がついていません。これは、安倍内閣ほど悪質ではありませんが、住民の安全に関して、みずからとるべき責任をとらない、つまり無責任体制のまま川内原発再稼働を迎えるという点では、安倍内閣や原子力規制委員会とさして大きく変わりません。こうした 3 者三つ巴の「無責任体制」を図示すれば 14 頁図 5 のようになるでしょう。

安倍内閣、原子力規制委、30km 圏自治体、3 者三つ巴の無責任体制

図 5 において、現行原子力規制法体系の中で、オールマイティに近い権限を持つ安倍内閣が、その原発再稼働の最終政治判断を放棄し、原子力規制委員会に責任転嫁している点はいくらも悪質です。またこのままでは「5 層の深層防護」は担保されないと知りつつ再稼働を傍観する原子力規制委も専門家集団だけに、負けず劣らず悪質です。また現行規制法体系の中で、勉強不足からみずから与えられた任務、住民の安全を守る任務をそれと知らず放棄している川内原発 30km 圏自治体も、無責任という点では安倍内閣や規制委と同様かも知れません。

またこの図においてマスコミの悪質さは特筆すべきなのかもしれません。「原発再稼働ムード作り」の旗振り役を担い、「規制委の審査に合格すればすぐ再稼働」というデマを流しながら再稼働を既成事実化し、単純幼稚な論拠で「地元同意は法的要件ではない」というデマを流し続け、原発立地自治体(30km 圏自治体)に無力感を刷り込んできたからです。

各自治体が「広域避難計画実効性検証委員会」をスタートさせること

しかし、現行規制法体系の枠内で各自治体ができることはまだまだ沢山あります。中でも急がれるのは「原子力災害広域避難計画実効性検証委員会」を立ち上げることでしょう。その実効性について誰も審査・検証しないというのであれば、みずから審査機関を立ち上げて検証するほかはありません。もちろん鹿児島現地に防災専門家は少ないでしょうから、専

門家委員は全国に呼びかけて募る以外にはありません。しかし多くの善意の専門家が呼びかけに応じてくれると私は信じます。実効性に関して一定の結論が出るまで、現在の防災計画の実施は見合わせ、九州電力の原子力事業者防災業務計画とのすりあわせ・連携は見合わせることにします。現行法体系では、先にも見たように原子力地域防災計画とのすりあわせが完了しないうちは、九州電力は川内原発を再稼働させることはできません。ゆっくりと待ってもらえばいいのです。

重要なことは、広域避難計画が本当に実効性があり、川内原発苛酷事故時に地域住民の健康と安全を防護できるのかという点を検証することだと思います。

そして現在のように、第 5 層の実効性に関して、無責任体制のまま川内原発を再稼働させてはならない、という点がさらに重要だと思います。もしそれをするなら、これはフクシマ事故の二の舞を演ずることになるからです。これはフクシマ事故の貴重な経験と多くの人の犠牲を無にすることになるからです。

と、以上は川内原発を例にとった再稼働プロセスの検証でした。次に全く同じ問題に直面するのは間違いなく、関西電力の高浜原発ではなく、2015 年 7 月に原子炉設置変更許可を取得した四国電力伊方原発です。高浜原発は運転禁止の仮処分命令を裁判所から受けています。いつこの処分が解除されるのか全くメドがたっていません。ですから川内原発の次は伊方原発が最短距離にいるわけです。川内原発のケースは伊方原発の格好のケーススタディなのです。

図 5 原発再稼働無責任体制の構図 第 5 層の実効性を巡って

